

## 福岡県内水面漁場計画（改正）

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

（1） 漁業権に関する事項

①～⑤ 省略

⑥公示番号 内区第6号 （削除）

⑦～⑪ （省略）

⑫公示番号 内区第12号 （削除）

⑬～⑳ （省略）

㉑公示番号 内共第1号

ア 漁場の位置 矢部川水系の本流及び支派流の流域

イ 漁場の区域 基点「第1号」及び「第2号」を結ぶ直線から上流の矢部川本流（ダムを含む。）及び同支派流の区域。ただし、基点「第3号」及び「第4号」を結ぶ直線から下流の沖端川、基点「第5号」及び「第6号」を結ぶ直線から下流の花宗川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第9号」及び「第10号」を結ぶ直線から下流の塩塚川並びにこれらの河川の支派流を除く。

基点第1号 福岡県柳川市大和町と同市三橋町境標柱（矢部川右岸側）

基点第2号 基点「第1号」から真方位130度10分の方位線と対岸との交点

基点第3号 福岡県柳川市保加町、出の橋下流側右岸橋台角

基点第4号 福岡県柳川市上町、出の橋下流側左岸橋台角

基点第5号 福岡県三潴郡大木町大字筏溝、観音丸井樋右岸側角

基点第6号 福岡県三潴郡大木町大字筏溝、観音丸井樋左岸側角

基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角

基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角

基点第9号 福岡県柳川市佃町番所、番所橋下流側右岸橋台角

基点第10号 福岡県柳川市大和町明野番所、番所橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃
〃	やまめ（えのは）漁業	〃
〃	おいかわ（はや）漁業	〃
〃	うぐい（いだ）漁業	〃

〃	すっぽん漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	てながえび漁業	〃
〃	わかさぎ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県柳川市、筑後市、八女市、みやま市瀬高町、みやま市山川町

キ 条件 なし

②公示番号 内共第2号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から福岡県と大分県境（基点第13号、基点第14号）までの流域及び同支派流

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第13号」及び「第14号」を結ぶ直線との間の筑後川の本流（久留米市小森野地先の宝満川及び新宝満川を含む。）、小石原川・佐田川（ダムを含む。）及び同支派流（三井郡太刀洗町、床島堰から小石原川に通ずる放水路を含む。）、基点「第21号」及び「第22号」を結ぶ直線から下流の赤谷川、基点「第23号」及び「第24号」を結ぶ直線から下流の隈の上川、基点「第25号」及び「第26号」を結ぶ直線から下流の巨瀬川並びに基点「第27号」及び「第28号」を結ぶ直線から下流の広川（白口川を除く。）の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

基点第13号 大分県日田市大字夜明、夜明ダム堰堤右岸上流端

基点第14号 福岡県うきは市浮羽町三春、夜明ダム堰堤左岸上流端

基点第21号 福岡県朝倉市杷木林田、林田堰下流側右岸台角

基点第22号 福岡県朝倉市杷木林田、林田堰下流側左岸台角

基点第23号 福岡県うきは市吉井町桜井、長野橋下流側右岸橋台角

基点第24号 福岡県うきは市吉井町桜井、長野橋下流側左岸橋台角

基点第25号 福岡県久留米市大橋町合楽、大橋下流側右岸橋台角

基点第26号 福岡県久留米市大橋町合楽、大橋下流側左岸橋台角

基点第27号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側右岸台角

基点第28号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側左岸台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	5月20日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てながえび漁業	〃
〃	ふな漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	すっぽん漁業	〃
〃	おいかわ（はや）漁業	〃
〃	わかさぎ漁業	〃
〃	やまめ（えのは）漁業	〃

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 福岡県久留米市、筑後市、三井郡大刀洗町、うきは市、朝倉市、朝倉郡筑前町（ただし、朝倉郡筑前町赤坂、同町朝日、同町石櫃、同町櫛木、同町三箇山、同町四三嶋、同町篠隈、同町下高場、同町曾根田、同町長者町、同町砥上、同町中牟田、同町畑嶋、同町東小田、同町吹田、同町二、同町松延、同町三並、同町三牟田、同町安野を除く）、三潴郡大木町、佐賀県神埼市千代田町、三養基郡みやき町、佐賀市川副町、佐賀市諸富町、鳥栖市
- キ 条件 なし

②4 公示番号 内共第3号

- ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から下流域及び同支派流
- イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第15号」及び「第16号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第17号」及び「第18号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第29号」及び「第30号」を結ぶ直線から下流の開平江川、基点「第31号」及び「第32号」を結ぶ直線から下流の寒水川、基点「第33号」及び「第34号」を結ぶ直線から下流の井柳川、基点「第35号」及び「第36号」を結ぶ直線並びに基点「第37号」及び「第38号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第39号」及び「第40号」を結ぶ直線から下流の鯉津江川、基点「第41号」及び「第42号」を結ぶ直線から下流の田手川、基点「第43号」及び「第44号」を結ぶ直線から下流の城原川、基点「第45号」及び「第46号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第47号」及び「第48号」を結ぶ直線から下流の中地江川の区域
  - 基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱
  - 基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角
  - 基点第15号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
  - 基点第16号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
  - 基点第17号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱
  - 基点第18号 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱
  - 基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角
  - 基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角
  - 基点第29号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋右岸角
  - 基点第30号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋左岸角
  - 基点第31号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側右岸橋台角
  - 基点第32号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側左岸橋台角
  - 基点第33号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角
  - 基点第34号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角

- 基点第35号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第36号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第37号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第38号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第39号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鯰津江井樋右岸角
- 基点第40号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鯰津江井樋左岸角
- 基点第41号 佐賀県神埼市千代田町託田、城東橋下流側右岸橋台角
- 基点第42号 佐賀県神埼市千代田町下板、城東橋下流側左岸橋台角
- 基点第43号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側右岸橋台角
- 基点第44号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側左岸橋台角
- 基点第45号 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂、加与丁橋下流側右岸橋台角
- 基点第46号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、加与丁橋下流側左岸橋台角
- 基点第47号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、中地橋下流側右岸橋台角
- 基点第48号 佐賀県佐賀市蓮池町大字貝島、中地橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	〃
〃	てながえび漁業	〃
〃	ふな漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県柳川市、大川市、三潨郡大木町、筑後市、久留米市（ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を除く）、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市川副町、佐賀市諸富町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件 なし

㊤ 公示番号 内共第5号

ア 漁場の位置 八木山川本流及び同支派流の流域

イ 漁場の区域 基点「第51号」及び基点「第52号」を結ぶ直線と基点「第53号」及び基点「第54号」を結ぶ直線との間の八木山川本流（ダムを含む。）及び同支派流の区域

基点第51号 福岡県宮若市宮田天神下井堰の上流側右岸台角

基点第52号 福岡県宮若市宮田天神下井堰の上流側左岸台角

基点第53号 福岡県飯塚市八木山、女郎ヶ原橋の下流200メートル、八木山川右岸と支流の合流部の中央点

基点第54号 福岡県宮若市三ヶ畑、基点「第53号」から真方位250度の方位線と対岸との交点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 福岡県宮若市
- キ 条件 なし

②⑥ 公示番号 内共第6号

- ア 漁場の位置 今川本流及び同支派流の流域
- イ 漁場の区域 基点「第55号」及び基点「第56号」を結ぶ直線から上流の今川本流（ダムを含む。）及び同支派流の区域  
 基点第55号 福岡県行橋市金屋、今川ダム右岸側角から下流200メートルの右岸側に設置した標識  
 基点第56号 福岡県行橋市東大橋、今川ダム左岸側角から下流200メートルの左岸側に設置した標識
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃
〃	わかさぎ漁業	〃
〃	おいかわ（はや）漁業	〃
〃	やまめ（えのは）漁業	〃
〃	すっぽん漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 福岡県田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町（ただし、京都郡みやこ町勝山池田、同町勝山岩熊、同町勝山上田、同町勝山浦河内、同町勝山大久保、同町勝山上矢山、同町勝山黒田、同町勝山長川、同町勝山松田、同町勝山箕田、同町勝山宮原、同町勝山矢山を除く）、行橋市
- キ 条件 なし

②⑦ 公示番号 内共第7号

- ア 漁場の位置 祓川本流及び同支派流の流域
- イ 漁場の区域 基点「第57号」及び「第58号」を結ぶ直線から上流の祓川本流（ダムを含む。）及び同支派流の区域  
 基点第57号 福岡県行橋市杳尾、杳尾橋下流側右岸橋台角  
 基点第58号 福岡県行橋市今井、杳尾橋下流側左岸橋台角
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ふな漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃
〃	おいかわ（はや）漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	すっぽん漁業	〃
〃	やまめ（えのは）漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町（ただし、京都郡みやこ町勝山池田、同町勝山岩熊、同町勝山上田、同町勝山浦河内、同町勝山大久保、同町勝山上矢山、同町勝山黒田、同町勝山長川、同町勝山松田、同町勝山箕田、同町勝山宮原、同町勝山矢山を除く）、行橋市

キ 条件 なし

㊸公示番号 内共第8号

ア 漁場の位置 岩岳川、佐井川の本流及び同支派流の流域

イ 漁場の区域 基点「第59号」及び基点「第60号」を結ぶ直線から上流の岩岳川の本流及び同支派流並びに基点「第61号」及び基点「第62号」を結ぶ直線から上流の佐井川の本流及び同支派流の区域

基点第59号 福岡県豊前市杵川、下ノ田堰右岸側角

基点第60号 福岡県豊前市杵川、下ノ田堰左岸側角

基点第61号 福岡県築上郡吉富町直江、延命堰右岸側角

基点第62号 福岡県築上郡吉富町直江、延命堰左岸側角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おいかわ（はや）漁業	〃
〃	あまご（えのは）漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県築上郡吉富町、同郡上毛町、豊前市

キ 条件 なし

㊹公示番号 内共第9号

ア 漁場の位置 福岡県八女市黒木町本分

イ 漁場の区域 福岡県八女市黒木町本分、花宗池の全部

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	〃
〃	おいかわ（はや）漁業	〃
〃	わかさぎ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県八女市黒木町本分

キ 条件 なし

③〇公示番号 内共第10号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から  
佐賀県三養基郡みやき町（基点第19号）及び福岡県久留米市（基点第20号）  
を結ぶ直線までの流域

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第19号」及び「第  
20号」を結ぶ直線との間の筑後川本流の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

基点第19号 佐賀県三養基郡みやき町江口大字豆津、豆津橋下流側右岸橋  
台角

基点第20号 福岡県久留米市大石町、豆津橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県三潴郡大木町、久留米市（ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を  
除く）、筑後市、佐賀県神埼市千代田町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件 なし

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

（1）内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり

（2）漁場図 別添2のとおり

3 免許予定日

（1）（省略）

（2）内共第1号から内共第10号まで 令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

（1）（省略）

（2）内共第1号から内共第10号まで 令和5年6月30日から同年7月31日まで

5 類似漁業権以外の漁業権 内区第18号